

令和7年度第1回福島県男女共同参画審議会議事録

日時 令和7年8月6日(水)
14:00～15:00

場所 本庁舎2階 第一特別委員会室

◎出席委員(敬称略) 16名

伊藤 龍太、上野 由佳、江田 文男、北村 育美、後藤 美津子、齋藤 真美、
佐藤 淳子、佐藤 正紀、鈴木 友規、須藤 みな子、丹野 隆央、椿 哲、
藤原 遥、本多 つよし、元井 貴子、森合 重義

◎欠席委員(敬称略) 4名

何 敏、塩田 尚子、松原 光、鷲尾 一美

◎オブザーバー

福島県男女共生センター 深谷 一夫 副館長

◎庁内関係部局

職員研修課 佐々木貴史総括主幹兼副課長、人事課 川井勝博副課長兼主任主査、災害対策課 渡邊啓晃主幹兼副課長、文化振興課 中島徹一郎総括主幹兼副課長、生活環境総務課 渡邊由貴主任主査、保健福祉総務課 大内智子主任主査、こども・青少年政策課 朽木洋美総括主幹兼副課長、子育て支援課 佐藤伸司主幹兼副課長、児童家庭課 佐藤大輔主幹兼副課長、雇用労政課 岩城秀明主幹兼副課長、観光交流課 佐々木健総括主幹兼副課長、農林水産部 鈴木大介企画主幹、農業担い手課 木幡和宏主任主査、土木企画課 吉田拓馬副主査、高校教育課 梅野克也主幹、義務教育課 渡邊文暁主任指導主事、福島県警察本部警務課 歌川由紀企画第二補佐

◎事務局

宍戸陽介生活環境部長、西東大至共生社会・女性活躍推進課長、佐久間直子主幹兼副課長、鈴木麻紀子主査、岡部聡主査、渡部真世主事

1 開会

2 生活環境部長挨拶

委員選任後初めての審議会であることから、各委員から自己紹介(所属と名前)

3 議事

議事に入る前に、事務局から、委員20名中16名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告あり。

(1) 会長・副会長の選任について

互選により、元井貴子委員を会長に、藤原遥委員を副会長に選出した。

(元井会長)

非常に緊張しておりますが、会長ということで頑張っけて引き受けたいと思います。元井貴子です。

ジェンダー法学の研究ということでしたが、恐らく私がここに座らせていただいているのはもう一つありまして、私は普通の研究者の方々と違って、13年間ぐらい専業主婦をしていて本当に大学の先生になるのもおこがましく、ここに座るような経歴ではないんですけれども、でも、裏を返せば一般の女性の気持ちっていうのを理解できるであろうというふうに御期待を頂いて、今こちらの席に座らせていただいているんだと思います。

福島県は今、若年層の女性たちが流出しているという問題が本当に深刻化していて、私は今、桜の聖母短期大学で、若い女性たちに毎日毎日厳しい指導をしておりますけれども、触れ合っていると、いろいろ彼女たちが思うことも実感できますし、私が専業主婦で普通の生活をしていたとき、主婦として生きてきたときのいろんなことを考えたことも重なってきています。

そのような経験も生かしながら、オール福島で今はもう考えていかなければいけない段階だと思いますので、精いっぱい職責を全うしていきたいと思います。

初めてですので、勝手が分からないところあるかもしれませんが、皆さんには御協力いただきながら頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) ふくしま男女共同参画プランの令和6年度事業実績について

(元井会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事に入ります前に、本審議会は県の規定により、原則公開とすることになっておりますので、よろしく願いします。

議事(2)「ふくしま男女共同参画プランの令和6年度事業実績について」事務局より説明願います。

(西東共生社会・女性活躍推進課長から、資料1-1、1-2、2、3、5により説明。)

(元井会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(江田委員)

町村会副会長の江田と申しますが、教育関係とか、介護関係は、それなりの数字が上がっていますが、農業関係で、女性の割合はどういうふうになっていますか。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

農業関係でございますと、あくまで指標でございますけれども、資料2の4ページ、10枚あるうちの4ページ、よろしいでしょうか。

自営業等における女性の労働に対する適正な評価と企業経営参画への支援という項目に2つ、農業関係の指標を整えております。いずれもモニタリング指標になってございますけれども、御覧いただいているとおり、家族経営協定締結数ですとか、女性の認定農業者数、こちらについて、認定農業者数については若干伸び悩んでいるところもあるようでございますけれども、数字のほうをお示ししているところでございます。

また、先ほど申し上げました審議会の状況でございますけれども、農業関係の審議会が3つほど農林水産部にはございまして、その委員の数は、48の委員総数に対して23ということで、47.9%を委員の構成として、男女どちらも40を下回らない状況の中で、こういった審議会でも政策のチェックが行われているというような状況になってございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

(須藤委員)

須藤と申します。女性の参画が進んでいる数字は明確に理解できました。その中で気になったのが意識的なもの。その数字の中で、日常でやりとりされる言葉による暴力や、自分では意識していないまたは気づかない、相手にとっては胸に刺さる言葉が、ジェンダー間であると思っています。その辺りの調査の結果を拝見することは可能でしょうか。

もしくは、調査結果や分析の途中であれば、こういった意図を持ち込み、測っているのかを理解したいです。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

今の意識ということでございますと、これまでも男女共同参画プラン、各計画をつくる前に、県民の皆さんの意識がどうなっているのかというものを、プランをつくる前の年に、2,000人ぐらいだったと思いますが、アンケートを出して、そこに暴力といったような項目も含めて、こういったものが暴力に当たるとは思いますかとか、そういったものを調査してございます。

昨年度実施した最新のものが、この3月にまとまってございますので、もしよろしけ

れば後でデータなり紙でお示しできると思います。

具体には、例えば、大声を出す、男性から女性に対して大声を出すのが暴力に当たるかという項目について、場合によって暴力に当たらないといったような項目を選ばれるような方もおりますので、そういった感覚的なものではなくて、暴力はいけない、言葉によっても暴力になるっていうことを、皆さんのほうに改めて広めていかなければいけないんだらうなといったようなことが分かる結果にもなってございますので、後でお渡しすることは可能でございます。

(佐藤淳子委員)

佐藤です。市役所も県庁も大変高く育休取得率を得られまして、それは素晴らしいことだと思うんですけども、育休中に何をしましたかっていうことのデータとかってありますでしょうか。

たまに育休中に御主人がうちにいて何もしてなくて、育休中、子育てにプラス亭主の世話が大変だったなんていう声も聞かれるときがあるんです。

なので、育休を取得したら、こうしたことをして奥さんを助けましょうねとか、育児にはこのように積極的に参加しましょうとか、そうした啓蒙も併せてやっていただけると、女性としてはすごく助かるんじゃないかなと思います。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

ありがとうございます。先日国のほうで発表した育児休業取得率が、40.何%と過去最高を記録したというふうに報道ございました。2022年から制度ができた産後パパ休という、育児休業のほかに、産後8週以内に2回ほど28日上限で、柔軟に休みをとれる制度というものが後押しになって、前回から10ポイントぐらい上がって、民間の方、民間の働く方の男性の育児休業が上がっていると聞いたことございます。

ただ、女性はやっぱり9割近く取ってらっしゃいますので、まだ倍ぐらい差があります。そういったことが課題だといったような論調で、国も気を引締めなければといったようなところだったと記憶してございます。

ちょっと関係ない話も含まれましたけども、今の佐藤様のお話は多分県庁でいうと県職員と、あと、民間でいうと民間の方のそういった記録があるかということだと思うんですけども、それを課題として認識しているかということだと思うんですけども、県庁人事課のほうから回答いたします。

(川井人事課副課長兼主任主査)

総務部人事課の副課長をしております川井と申します。よろしく申し上げます。

県のほうの知事部局でやっている取組でございますが、令和3年度から、子育ての関係情報をまとめた育休情報ポータルサイトっていうものを庁内、どうしても個人情報とか入ってしまうので、庁内限定ではあるんですけども、庁内であれば誰でも見られるような形で男の育休ネットというものを運営させていただいて、そこで、育休取ってみてどうでしたかっていう育休をした先輩のコメントだったりとか、どういうことをしていましたかっていうものを載せてイメージをつけてもらうような取組をしています。

ただ、今委員がおっしゃられたとおり、もう少しそういったアンケートとかも、今後検討もして、さらに充実させていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

(元井会長)

その他、皆様の方から御意見、御質問ございますか。大丈夫でしょうか。

(3) ふくしま男女共同参画プランの令和7年度事業概要について

(元井会長)

それでは、次の議事に移ります。議事(3)「ふくしま男女共同参画プランの令和7年度事業概要について」ですが、あらかじめ委員の皆様からいただいた意見と対応案も併せ、事務局から説明願います。

(西東共生社会・女性活躍推進課長から、資料4、6により説明。)

(元井会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(丹野委員)

丹野です。本当なら労働組合の立場なのでそういう視点からの発言をしなければいけないかなと思ったところですけど、自分の経験、体験上の話を、不妊治療という言葉が聞こえたのでそちらについて、提案というか、ちょっとした御要望みたいなことを言わせていただければですが、私自身も不妊治療経験しております。

当初は不妊っていうと、自分自身、女性の問題なのかなと思って、全然私自身関与してこなかったのですが、蓋をあけてみたら実際自分のほうに問題があったということで、そこに行き着くまでにもなかなか、夫婦間の話し合いもちょっといろいろもめたりして、大変苦労したという経験があります。

ですので、ここの対策、支援というところについては、女性目線だけではなく、男性目線という観点も是非入れていただいて、そういう相談がしやすい、男性でも相談に行きやすいような体制づくりも、入れていただければいいのかなというふうに思ったところでございます。

(佐藤子育て支援課主幹兼副課長)

子育て支援課佐藤と申します。よろしく願いいたします。

男性の不妊治療についてのお話いただきました。52ページに記載しておりました不妊治療のこの事業の中では、男性の不妊治療に関する部分というのは特段ないですが、

これと別にプレコンセプションケアという事業、これはまた別になるんですけども、男女問わず若い世代から、妊娠であったり出産だったり子育て、そういったものを見据えて、自分の健康というものをチェックしていこうという、プレコンセプションケアというものも当課のほうで推進をしております、昨年度からやっているんですが、その中で、健康診断、プレコン健診という名前で、それこそ男女両方とも、女性だけの問題というふうにどうしても受け取られがちなこの妊娠出産というところなんですが、委員おっしゃるとおり、男性が原因というところもあるということで、男女ともに自分が今どのような健康状態なのか、将来の妊娠出産というものに関して、今、どうなのかといったところを、医療機関で検査を受ける、それを通常だと有料なんですが、県のプレコン検診という申込みをするとそれが無料で受けられるというものを昨年度から実施しています。

今年度については今準備中でして、協力いただける医療機関さんと契約と手続を進めているんですが、恐らく9月ぐらいから、このプレコン健診というものをまた周知して是非受けてくださいというようなこともやっていきたいと考えておりますので、そういった取組も、やはり男性の問題でもあるというところの視点、委員おっしゃるとおり大事なところですので、我々としても継続的に取り組んでいきたいと考えております。

(元井会長)

貴重な御意見ありがとうございました。
ほかに何かございませんか。よろしいですか。

(4) その他

(元井会長)

次の議事に移ります。(4) その他に入ります。
何か皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではありがとうございました。本日予定している議事は以上となります。事務局は、委員の皆様から頂いた意見を今後の取組に反映していただきたいと思います。これで議長役終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

4 その他

(佐久間主幹)

各委員の皆様から何かあればお願いいたします。

(後藤委員)

ウイメンズスペースふくしまの後藤と申します。今年度の組織の改編で男女共生課という課がなくなってしまったんですけども、そのことについて少しお尋ねしたいなど

思います。

共生社会を目指すのは大事だと思うんですけども、改編のときに、「男女」という言葉をなくすことについて何かこう庁内で意見はなかったでしょうか。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

今の後藤委員の御質問でございますけども、「男女」をなくすことについての意見は、確知してございませんけども、今回の組織改正について、冒頭宍戸部長からも挨拶ありましたとおり、人口減少社会を迎えて、地元に残る性的役割分担意識等々が、首都圏等に出ていった女性が戻らない一因の一つになってるんじゃないかっていうのが、各種アンケート等ではっきりしてございました。

女性が活躍できる社会をつくらないと、福島県に戻ってきていただく余地がもうないというようなところから組織の名称を変えています。「男女」をなくす引っかけりというのは、もしかしたらあったのかもしれませんが、逆に、女性だけ活躍すればいいのかというようなところもあるやに聞いてございます。

ただ、実際、女性に戻ってきていただける環境づくりを県の組織名に位置付けて進めていく。あと組織体制も強化させていただきましたので、それらの視点を庁内各課の事業に、きちんと入れていく。今回の委員の皆様から頂いた意見も含めて、女性が活躍できる、就職し、進学等で首都圏に出て行ったとしても、戻ってきてもいい、戻ってこれる福島県がそこにあるってところが非常に大事なのかなというところがございます。積極的な意味で「男女」を消したということではございませんで、役割として女性活躍を推進する課というのを、作らせていただいたということで御理解頂ければと思います。以上です。

(後藤委員)

はい、ありがとうございます。女性が活躍する社会を目指すのはとても大事なことと思いますけれども、今男女共同参画が進んでない中で、やはり、その不平等感をなくすっていうことは、本当に県が率先して中心になってやっていく課題と思っています。

それで、ちょっと懸念しているのは、二本松の男女共生センターがありますが、あそこの名前も、共生センターのみみたいな名前の変化、名称の変化につながってしまうのはとてもまだまだ男女不平等な社会の中では危険なことかなと思って意見を述べさせていただきました。

(宍戸生活環境部長)

貴重な御意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、「男女」を外すっていう部分について、どうなんだというお考え、これは受け止めさせていただきたいと思います。

我々決して男女共同参画を捨てたというのか、そういうわけではございませんし、より一層推進していくっていうのは、この男女共同参画プランという名称を使っている中でも、そういう考え方をもち続けているということで御理解を頂きたいんですが、あと、二本松のセンターについては、当然ながら、条例に基づく組織でありますし、これにつ

いて変えることってというのは、今のところ考えてございませんので、引き続き男女共同参画を大事にしながら、事業を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(須藤委員)

今日拝見した資料もですが、公正さとか対等さ、人が人として大切にされるということを丁寧に考えていらっしゃる皆さんがいるからこそ、お話ししたいことがあります。

この中にハラスメント、DV、バイアス、アンコンシャスバイアスの表現や取り組みが多いことに気づきました。マイクロアグレッションもあります。

状態に名前がついている「名刺」。名詞化して「こういうものがある」「影響を与えている」と置くと、それをしている人が悪いもの、今の課題に対し悪い形として攻撃の対象になってしまうと、この活動自体の意味がなくなってしまいます。(反転しただけで、根本的なものを見失ったまま)

なので、その状態であるとき、とっっても心が痛い、もしくは苦しい人がいるんだということを互いに自覚すること、気づく視点、両方が健やかであるためにはどうすることができるかという視点、影響を与えた一方を「悪い人」としてみるのではなく、その考え方を持つに至った経験、なぜそうする必要があるのでかという視点を全体で考えて欲しいです。それは課題解決という一つの視点ではないかもしれません。

一つの団体で見ていくことはシステムの難しく、多様な団体で共に意識を向けることが必要です。ここではそういった取組をしていただきたいなという私からのお願いがあります。

過去から今現在までの歴史や営みからみても、力の差はあり、その差によって支えられた部分が沢山あり、私たちは発展してきています。物理的な力の差、生物学的な得意不得意、特性、男女の中でも差がある。それを認め、社会が形成されてきている理解、どんな社会の中で生きていくと先ほど名付けたような状態や考えになるのかという、別な方向から理解が必要です。

私たちの本質にたどり着くような活動ができたらいいなと思いました。一つの声としてここに出しておきたいです。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

貴重な御意見ありがとうございます。今頂いた御意見等を実践的拠点であります男女共生センターにおきましても、いろんな相談を受けておりますし、県庁の中でも保健福祉部のほうにつきましては、女性に特化した保護センターといったものも整備して支援等しております。

ただ、今須藤委員おっしゃったのは、結果や、結果を起した人のみに着目するのではなく、人を憎まずではないですけども、どういったものがどういったものを生み出すのかがあっていったようなものの理解等も含めて、政策等を進めていけというようなことだと思いますので、担当課のほうにはきちんと伝えさせていただきます。ありがとうございます。

(佐藤淳子委員)

佐藤です。福島男女共同参画プランに、生活上の困難を抱える女性等の安全安心な暮らしへの支援っていうのが新しく盛り込まれているんですけども、母子家庭の場合お母さんがダブルワーク、トリプルワークで働き過ぎて倒れてしまって、そのお母さんを子供がケアするっていうヤングケアラーの問題がそのあとには出てくるのが結構あるんですね。

ずっと資料を読んでもとヤングケアラーに関しては何も書いてないので、できればその困難な女性とヤングケアラーっていうものをセットに考えていただけるとうれいかなと思います。

(西東共生社会・女性活躍推進課長)

貴重な御意見ありがとうございます。

ヤングケアラーにつきましては、保健福祉部こども未来局におきまして、数年前実態の調査とかまではさせていただいたというふうに記憶しております。

担当課の職員来てございますけども大丈夫ですか。

(佐藤児童家庭課主幹兼副課長)

児童家庭課の佐藤と申します。

ヤングケアラー対策につきましては、以前、全県的な調査を行いまして、関係機関を集めた会議ですとか、周知活動ですとか、あとは支援者向けの研修ですとかそういったもので対応しております、この男女共同参画プランの中には明確にはしていないんですけども、きっちり我々のほうで実態を把握して、支援をさせていただくということで進めておりますので、御理解頂ければと思います。

(佐久間主幹)

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回福島県男女共同参画審議会を閉会いたします。長時間の御審議ありがとうございました。